

埼玉県山岳連盟規約

第 1 章 名称及び事務所

- (名 称)
第 1 条 この連盟は、埼玉県山岳連盟（以下「連盟」という。）と称する。
- (事務所)
第 2 条 連盟は、事務所を理事長宅に置く。

第 2 章 目的及び事業

- (目 的)
第 3 条 連盟は、埼玉県内の各山岳団体を統轄し、かつ、これを代表するもので、アルピニズムの確立、安全で健全な登山の指導奨励、山岳競技の推進、自然保護の推進及び山岳団体相互の親睦を図り、自然と登山を通じ個人の心身鍛練及び科学芸術等に関する研究をもって、その目的とする。

- (事 業)
第 4 条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 登山技術の研究及び習得に関すること。（指導委員会）
 - (2) 登山技術の指導及び普及に関すること。（指導委員会）
 - (3) 公認山岳スポーツ指導者及び公認山岳コーチの養成に関すること。（指導委員会）
 - (4) 国民体育大会の予選会、県民総合体育大会、クライミング競技会等の開催及び実施に関すること。（競技委員会）
 - (5) 山岳競技の選手の養成、指導及び強化に関すること。（選手強化委員会）
 - (6) 国民体育大会山岳競技の公認審判の養成及び指導に関すること。（競技委員会）
 - (7) 山岳遭難事故の予防及び対策に関すること。（遭難対策委員会）
 - (8) 海外登山の研究及び計画に関すること。（海外登山委員会）
 - (9) 自然保護運動の推進に関すること。（自然保護委員会）
 - (10) 機関紙等の発行に関すること。（広報委員会）
 - (11) その他連盟の目的達成に必要な事項に関すること。（企画委員会）

第 3 章 組 織

- (組 織)
第 5 条 連盟は、県内の郡市町村山岳連盟、高等学校体育連盟登山専門部（以下「地区岳連」という。）、山岳団体（以下「山岳会」という。）及び個人会員で組織する。

- (加 盟)
第 6 条 連盟に加盟するには、申込書、規約、会員名簿を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (脱 退)
第 7 条 連盟を脱退する地区岳連及び山岳会は、理由を付して脱退届を提出しなければならない。

- (地区岳連内の変動)
第 8 条 地区岳連は、その団体及び地区岳連傘下の所属団体（以下「所属団体」という。）内に変動を生じた場合、すみやかに連盟にそれを報告しなければならない。

第 4 章 役員、評議員、名誉会長、顧問、参与

- (役 員)
第 9 条 連盟に、次の役員を置く。
- | | | | |
|------|-----|------|-----|
| 会 長 | 1 名 | 副会長 | 若干名 |
| 理事長 | 1 名 | 副理事長 | 若干名 |
| 事務局長 | 1 名 | 常任理事 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 | 監 事 | 2 名 |

(会長, 副会長)

- 第 10 条 会長, 副会長は, 総会で選出する。
2 会長は, 連盟を代表し, その運営を統括する。
3 副会長は, 会長事故あるときは, あらかじめ会長が指定する順序により, その職務を代行する。

(理事長, 副理事長)

- 第 11 条 理事長, 副理事長は, 理事の互選による。
2 理事長は, 連盟の事務を処理する。
3 副理事長は, 理事長を補佐し, 理事長事故あるときは, あらかじめ理事長が指定する順序により, その職務を代行する。

(事務局長)

- 第 12 条 事務局長は, 理事会の互選による。
2 事務局長は, 理事長を補佐し, 連盟の事務を処理する。なお必要に応じ, 若干の事務局員を置くことができる。

(常任理事)

- 第 13 条 常任理事は, 会長が理事会に諮り委嘱する。
2 常任理事は, 常任理事会を組織し, 連盟の主要事項の執行にあたる。

(理事)

- 第 14 条 理事は, 各山岳会から 1 名を選出する。
2 会長は必要に応じて, 理事会に諮り, 若干名の理事を委嘱することができる。(委嘱理事)
3 理事長, 副理事長, 事務局長を選出した山岳会は, 理事を補充することができる。
4 理事は, 理事会を組織し, 総会の権限に属する事項以外の事項を審議し, 執行にあたる。
5 理事は, 専門委員会に所属する。

(監事)

- 第 15 条 監事は, 総会において, 評議員のうちから選出し, 決算を監査する。

(役員任期)

- 第 16 条 会長, 理事長, 事務局長の任期は, 1 期 2 年, 最長 3 期 6 年とする。他の役員任期は, 1 期 2 年とし再任を妨げない。補欠の役員任期は, 前任者の残任期間とする。
2 役員は, 辞任し又は任期が満了した場合においても, 後任の役員が就任するまでは, なおその職務を行う。

(評議員)

- 第 17 条 連盟に評議員を置き, 総会を組織し, 規約に定められた事項を審議する。
2 評議員は, 各所属団体の代表者が, これにあたる。

(理事, 評議員の報告)

- 第 18 条 各山岳会は, 役員改正年度の 3 月 1 日までに, 次期理事, 評議員の氏名を報告する。

(名誉会長)

- 第 19 条 名誉会長は, 連盟の役員経験者から, 会長が理事会に諮り委嘱することができる。

(顧問)

- 第 20 条 顧問は, 学識経験者又は会長経験者から, 会長が理事会に諮り, 委嘱することができる。

(参与)

- 第 21 条 参与は, 会長が理事会に諮り, 委嘱することができる。

第 5 章 会 議

(総会)

- 第 22 条 総会は, 連盟の最高決議機関とし, 次の事項を議決する。
(1) 事業報告及び収支決算
(2) 事業計画及び収支予算
(3) 規約の変更
(4) その他重要事項

- 2 総会は、毎年1回会長が召集し、その議長は評議員より選出する。
- 3 臨時総会は、必要あるとき、会長が召集する。

(理事会)

- 第 23 条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常任理事、理事で組織する。
- 2 理事会は、会長が召集し、規約で定められた事項及び総会から委任された事項を審議し執行する。

(常任理事会)

- 第 24 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常任理事で組織する。
- 2 常任理事会は、会長が召集し、規約で定められた事項及び総会から委任された事項を審議し執行する。

(専門委員会)

- 第 25 条 連盟に、専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。なお、委員会に関し、必要な事項は、別に定める。
- 2 委員会員は、会長が理事会に諮り、委嘱する。
 - 3 委員長は、会長が理事会に諮り、委嘱する。
 - 4 委員会は、理事会から委嘱された事項及び規約で定められた事項並びに総会から委任された事項を、執行する。
 - 5 委員会の長は、常任理事を兼ねるものとする。
 - 6 委員会の長は、公益社団法人日本山岳協会の専門委員会の委員を兼ねるものとする。

(会議、議事の成立)

- 第 26 条 会議は定員の過半数で成立し、その議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。

第 6 章 会 計

(経 費)

- 第 27 条 連盟の経費は、次による。
- (1) 負担金 ア 地区岳連内所属団体数×12,000 円
又は各山岳会 12,000 円。
イ 個人会員は、5,000 円。
 - (2) 助成金
 - (3) 協賛金 協賛金は、一口5,000円とする。
 - (4) 寄付金
 - (5) その他

(会計年度)

- 第 28 条 連盟の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第 7 章 雑 則

(会長への委任)

- 第 29 条 この規約の施行についての規定等、連盟の運営に関し、必要な事項については、会長が理事会に諮り、これを定める。

附 則

この規約は 昭和 30 年 8 月 28 日から施行する。
昭和 43 年 4 月 14 日一部改正／昭和 44 年 11 月 15 日一部改正
昭和 45 年 9 月 27 日一部改正／昭和 50 年 4 月 20 日一部改正
昭和 51 年 4 月 25 日一部改正／昭和 55 年 4 月 1 日一部改正
昭和 61 年 4 月 1 日一部改正／平成 7 年 4 月 1 日一部改正
平成 8 年 12 月 15 日全文改正／平成 15 年 4 月 27 日一部改正
平成 19 年 4 月 15 日一部改正／平成 22 年 4 月 18 日一部改正
平成 24 年 4 月 15 日一部改正／平成 28 年 4 月 17 日一部改正

埼玉県山岳連盟専門委員会設置規則（第 25 条関係）

（目的）

第 1 条 埼玉県山岳連盟（以下「連盟」という。）規約第 25 条の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第 2 条 連盟に、次の委員会を置き、目的達成のために、評議員総会、理事会、常任理事会から委任された事項及びその他委員会で必要な事項を執行する。

(1) 指導委員会

1 積雪期登山講習会、2 雪洞構築講習会、3 登攀講習会、4 公認山岳スポーツ指導員・公認山岳コーチ登録、5 指導員検定、6 日山協・文部科学省等の講習会参加、7 その他委員会に必要な事項

(2) ジュニア委員会

1 登山技術講習会、2 日山協・文部科学省等の講習会参加、3 その他委員会に必要な事項

(3) 競技委員会

1 国民体育大会県予選会、2 県民総合体育会、3 公認審判員登録、4 国体競技の研究習得、5 クライミング技術の研究習得、6 クライミング競技場の確保、7 日山協・文部科学省等の講習会参加、8 その他委員会に必要な事項

(4) 選手強化委員会

1 国体選手等の技術体力の強化、2 強化選手の確保派遣、3 日山協・文部科学省等の講習会参加、4 その他委員会に必要な事項

(5) 遭難対策委員会

1 遭難対策及び遭難救助技術講習会、2 遭難救助技術の研究習得、3 遭難救助隊の編成登録、4 救助隊員の訓練、5 日山協・文部科学省等の講習会参加、6 その他委員会に必要な事項

(6) 海外登山委員会

1 海外登山の研究、2 海外登山隊員の強化、3 日山協・文部科学省等の講習会参加、4 その他委員会に必要な事項

(7) 自然保護委員会

1 自然保護の指導普及、2 自然保護指導員登録、3 日山協・文部科学省等の講習会参加、4 その他委員会に必要な事項

(8) 広報委員会

1 機関紙の編集発行、2 登山の普及啓発、3 会員名簿の作成発行、4 日山協・文部科学省等の講習会参加、その他委員会に必要な事項

(9) 企画委員会

1 企画事業の実施、2 各委員会の活動以外で連盟の目的達成に必要な活動、3 その他委員会に必要な事項

(10) 個人会員委員会

1 個人会員を組織 2 未組織登山者への安全登山に関する情報サービスの提供 3 その他委員会に必要な事項

（実施要項）

第 3 条 委員会は、必要に応じ実施要項等を作成し、理事会又は常任理事会に諮り、執行するものとする。

（委員総会）

第 4 条 委員会は、毎年委員総会を開き、事業報告・計画、決算報告・予算等の決議をし、連盟に報告する。

（会長への委任）

第 5 条 この規則は、必要に応じ、会長が理事会に諮り、改正することができる。

附 則

この規則は、平成 8 年 12 月 15 日から施行する。
平成 15 年 4 月 27 日一部改正し、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
平成 22 年 4 月 18 日一部改正 平成 25 年 4 月 15 日一部改正